

令和7年度 別府市インターンシップ実施要領

令和7年6月25日
総務部職員課

1 趣旨

本要領は、日本国内の短期大学、大学、大学院(以下「大学等」という。)に在籍する学生を対象として、別府市において就業体験実習(以下「実習」という。)を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、服務、その他必要事項を定めるものである。

2 実習の目的

本実習は、大学等の学生を別府市において実習を行わせることにより、学生の職業意識を高めるとともに、別府市の行政について理解を深めることを目的とする。

3 実習生の資格要件

- (1) 実習生は、原則として大学等の学生であり、意欲、成績、人物素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。
- (2) 実習生は、別府市における行政業務を遂行するに当たり、支障がない程度の日本語能力を有する者に限るものとする。

4 実習期間

実習期間は、原則として、令和7年8月4日から8月8日までの5日程度とし、具体的日程については、インターンシップの実習生(以下「実習生」という)を受け入れる課等(以下「受入課」という。)の実情により総務部職員課長(以下「職員課長」という。)が決定する。

5 実習時間

実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。

6 実習場所

実習場所は、原則として、別府市役所庁舎(別府市上野口町1番15号)と

する。ただし、受入課の都合によりこの限りでない。

7 実習生の受入れ

- (1) 別府市は、大学等の「別府市インターンシップ推薦申込書(様式1)」(以下「推薦申込書」という。)の提出を受けて、受入課の同意を得た上で実習生を受け入れる。
- (2) 実習希望者は、大学等のインターンシップ担当部局等に「履歴書(任意様式)」等を提出する。
- (3) 大学等のインターンシップ担当部局等は、実習に参加させる者を取りまとめの上、別府市が指定した日までに「推薦申込書」により職員課長宛てに推薦する。
- (4) 別府市は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行う。
- (5) 実習生の受入れに当たっては、各大学等のインターンシップ担当部局の長と職員課長との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書(別紙1)を締結する。
- (6) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約(別紙2)をしなくてはならない。

8 実習に係る費用

別府市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当て及び交通費その他の費用を支給しない。

9 服務等の取扱い

- (1) 実施期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等(地方公務員法第33条)を鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記(1)に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。
- (3) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。
- (4) 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5) 実習生は、上記(4)により実習を欠勤する場合は、事前に受入課の長に申し出て、その指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに受入課の長に連絡することとする。

10 秘密の遵守

- (1) 実習生は、実習中に知り得た秘密(地方公務員法第34条)を部外者に(大学等を含む。)実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。また、大学等は、実習中及び実習終了後、実習生が実習中に知ることのできた秘密を部外者に漏らさぬよう指導、監督する。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に別府市の承認を得なければならない。

11 災害補償

大学等は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生を、事故その他の事由による損害の補償に対応した災害傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

12 その他

実習の実施について、疑義が生じた事項については、別府市と大学等が協議した上で決定する。

13 応募及び問い合わせ先

別府市総務部職員課人事係 インターンシップ担当
〒874-8511 別府市上野口町1番15号
電話：0977-21-1115（直通）
FAX：0977-26-2300